

田平南小学校いじめ防止基本方針

【めざす子ども像】

- 明るく思いやりのある子ども（にこにこ）
- 自ら考え進んで学ぶ子ども（はきはき）
- 元氣よくがんばる子ども（どんどん）

【いじめに対する基本認識・基本姿勢】

いじめは、どの学校・どの学級・どの子供にも起こり得るものである。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2)いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3)いじめられる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくりや地域・関係機関との連携協力を努める。

【PTAとの連携】

通信や懇談会等でいじめ問題に対する学校の認識や対応方針等を周知し、協力と情報提供を依頼する。

【いじめ対策委員会】

構成員：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学期に1回、また必要に応じて開催する。

【関係機関（外部専門家）】

- ・スクールカウンセラー
- ・主任児童委員(民生員)
- ・青少年健全育成会
- ・警察署
(スクールサポーター)
- ・田平地区校長会
- ・SSW

【児童理解全体会】

毎月1回、各学級の気になる子供等の実態を報告し合い
共通理解のもと全職員で指導に当たるようにする。

【いじめの未然防止】

- (1)いじめを許さない、見過ごさない、お互いに相手を思いやる集団づくりに努める。
- (2)分かりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3)道徳の時間や特別活動を通して、規範意識や人間関係・仲間づくりの学習を深める。
- (4)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善を図る。
- (5)校内研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- (6)インターネットを通じて行われるいじめに対して、情報モラル研修会を行う。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、連携を深める。

【いじめの早期発見】

- (1)子供の声に耳を傾ける。
(毎月10日までにいじめアンケート・生活アンケートの実施、個別面談、日記 等)
- (2)子供の行動を注視する。(校内巡視、休み時間の観察 等)
- (3)保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話、家庭訪問、PTA会議 等)
- (4)地域と連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

【いじめに対する措置】

- (1)いじめ問題を発見したり、相談を受けたりしたときは、情報収集を綿密に行い、詳細な事実確認を行う。
※事実確認をする際には、被害児童と加害児童の話を別々に聞く。また、目撃した児童からも話を聞き、教員は公平な立場から判断をする
- (2)学級担任等だけが抱え込むことがないように、いじめ等問題対策委員会で協議し、学校全体で組織的に対応する。
- (3)いじめられている子供の安全を最優先に考える。
- (4)いじめている子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5)傍観者の子供にも、いじめているのと同様であることを指導する。
- (6)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
※重大事態（生命や金品等に被害が生じた疑いがある場合）
- (7)いじめられている子供心の傷を癒すため、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら支援を行っていく。
- (8)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行いながら、児童の様子を観察する。